

質問 番号	資料	概要	委員	御質問
1	資料 1	裁判所が配暴センター又は警察に書類提出を求めた実績及び保護命令申立てのオンライン化の時期	北仲委員	・ 保護命令を申請するに当たり、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に行き、あらかじめ相談をすることになっているが、裁判所が警察や配暴センターに書面提出等を求めた実績の統計はあるか。配暴センター、警察それぞれの実績がわかれば回答いただきたい。 ・ また、保護命令がオンラインで申請できる等の改正法の施行はいつ頃になるのか教えていただきたい。
2	資料 1	市町村配暴センターの設置割合、女性相談支援員の配置状況	種部委員	P1の概要図の4、又はP16 市町村で配暴センターを設置している割合、及び配暴センター未設置市町村における女性相談支援員の配置はどのぐらいの割合か。配暴センターによる被害者の一時保護期間が長い理由は、自立に向けた調整において市町村の協力がスムーズでないことや受け入れ先が決まらないことも一因と思われ、市町村にDVを理解している担当者が配置されていない場合は困難を極める。
3	資料 1	論点整理集に関する質問（調査手法・保護命令制度・好事例共有等）	納米委員	「DV防止及び被害者保護等の現状と課題について（論点整理集）」について、以下の点をお答えいただきたい。 ・ アンケート調査対象は「保護命令申立て支援を含むDV被害者支援に積極的に取り組む配暴センター等」となっているが、「積極的に取り組む」とはどのような意味か。誰が、何をもって、どのような基準で判断したのか。配暴センター全数を対象として同様のアンケート調査は行わないのか。 ・ 把握された論点は、今後、誰が、どのように検討していくのか。整理されている「論点」では「施策」「方策」「支援体制の拡充」「取組」「対応」についての検討に言及しているが、更なる法改正を含む制度面についての議論は行われなかったのか。行われなかったとしたら、今後、必要なのではないか。 ・ 「積極的に取り組む配暴センター等」への調査であるにもかかわらず、精神的暴力のみに基づいて接近禁止命令等の申し立てをした事例は確認されていないとすると、配暴センター全数ではさらに保護命令改正部分の利用が低調と推察されると考えられるが、事務局の見解はいかがか。そうであるとする、スライド5有識者コメントにある保護命令の要件の問題なのか、それ以外の問題、例えば、そもそも加害者から離れることが難しいからなのか、一時避難後の住居設定が難しいからなのか、他に原因があるのか、要因把握を総合的に行うべきではないか。 ・ 論点として2か所で「好事例の情報共有等」に言及されているが、上手くいかないのはやり方がわからないから、ということなのか。こうすれば上手くいくという情報があったとしても、支援側のリソース面での課題等でできないこともあるのではないか。 ・ 警察庁が令和7年9月4日に発出した「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」では、「基本的考え方」として「客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを積極的に検討すること」とされている。また、「被害者の保護等」として「被害者等を安全な場所へ速やかに避難させる」ことを強調しているが、強制捜査の進行と平行した被害者の緊急避難だけでなく、保護命令による被害者の保護も極めて重要だと考えるが、その連携上の課題があるのではないか。警察の積極姿勢を配暴センターはどう受け止めているのか。 ・ DV事案で、ストーカー規制法による警告、禁止命令が発せられた事例はどれくらいあるのか。 ・ 加害者対応について触れられていないが、説明いただきたい。

4	資料 1	加害者対応及び男性相談の在り方	中村委員	論点整理のための調査対象となっていないが、今後、心理的精神的暴力の事例が保護命令として積み重ねられていくとすると、それは当然、加害者対策にも反映されるべきこととなる。加害者対策を今後どうしていくのかお尋ねしたい。次期見直し議論までには見通しをつけてほしい。 現在は自治体の取組としていくこともあり、まずはその数を増やしていくことが基本となると思われるが、それを励ましていく意味でも国の主導的な取組が必要だと考える。例えば、男性相談の体系化（子どもの虐待相談、男性被害相談、性被害相談も含む）、男性相談員の研修、男性相談のミッションの確立と共有、研修後の活動場所の拡大、男性の性被害相談など）を広く調査して課題を抽出すべきだと考える。加害者プログラムを運営している体験からすると、加害者はAIに相談し、探索行動をしている。適切な情報発信が生成AIの質向上につながると考えるので、加害者プログラムについての情報を伝えるだけでも相当な効果がある。こうした情報発信について民間や自治体に任せるだけではない取組が期待される。
5	資料 1	男性被害者への対応における男性相談に関する知見の蓄積	辻委員	p 13④男性被害者への対応に関連して、被害者支援が最重要課題であることは言を俟たない。その中で、多様な被害者支援をさらに検討しつつ、多くの場合の加害者である、男性加害者への対策を考えることも、根本的には重要と考える。この点の対策をどう考えていくべきか。発想のヒントとしては、男性の場合、被害者と加害者が分割してとらえることが難しいことも多いと考えられるため、彼らがおかれている状況や苦境などの実態を把握するために、男性被害者の事例研究を積み重ねていくべきではないか。そのために、数少ないながらも実施されている男性相談の実態、そこから得られている知見や問題点などを、データベース化して共有する取組が有効と考えるが、いかがか。
6	資料 1	センター等に対する保護命令事例の共有等調査の活用	中村委員	スライド 6 枚目にある脅迫などで保護命令が発出された例について、どのようなものなのか、心理的精神的暴力の実態の理解を進めるために、概要でもいいので紹介してほしい。この調査は貴重な成果となっているが、配暴センター間での不統一も散見される。センター間での情報共有や相談員レベルでの共有、研修体制の構築などにも活かしていくべきだと考える。各センターでも共有希望がでているので調査の返し方についてお尋ねしたい。
7	資料 1	DV被害者等に対する心理的支援	大岡委員	・ DV被害者支援全般に関して心理的支援をどのように増やそうと検討しているのかお伺いしたい。 ・ 面前DVの子どもたちに心理療法が無料で提供される仕組みが日本にはない。（イギリス、北欧、アメリカ（一部））ではそのような仕組みがある。面前DVの目撃をした子どもの精神的ケアについても、どのように対策を講じられようとなさっているのか、国として、どのように進めていかれる予定なのかについても御教示いただきたい。
8	資料 1	論点整理集を踏まえた継続的検討の進め方	中村委員	「DV防止及び被害者保護等の現状と課題について」でまとめた論点整理集、今後の活かし方をどうするのか。本専門調査会で継続的な議題として再構成していくべきだと考える。見直しの対象とすべき事項や優先的に解決すべき事項についてどのように整序していくのか、今後の見通しを示してほしい。
9	資料 1	DV防止法の見直しにおけるプロセス及びスケジュールについて	納米委員	令和 5 年改正DV防止法附則第 8 条は「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。令和 7 年度に実施した「DV防止及び被害者保護等の現状と課題について」の調査に基づく論点整理及び「暴力に関する専門調査会」における議論は、「新法の施行の状況を勘案」するプロセスであると考えてよいか。今後実施予定の調査を含めて、「新法の施行の状況を勘案」するための枠組み、スケジュールを具体的にお答えいただきたい。

10	資料 1	裁判所関係者の研修、指導状況等	納米委員	・ 本年 4 月 1 日に改正家族法が施行されている。DV、虐待は必要的単独親権事由とされているが、裁判官、調査官、調停委員へのDVに関する研修状況をお示しいただきたい。あわせて、DVが理由で単独親権と判断された審判、裁判をどのように把握していくのかについて、説明いただきたい。 ・ また、家庭裁判所における手続は、被害者と加害者が接近する場面が生じやすい。危険回避のために、最高裁判所は各家庭裁判所へどのような指導を行っているのか、各家庭裁判所での実務の状況についてもお示しいただきたい。
11	資料 1	改正民法施行後における親権変更等の実績	北仲委員	年度途中ではあるが、改正民法施行後で、協議離婚等で共同親権を選択した件数や親権の変更の実績がわかれば教えてほしい（1 自治体の実績は報道されていたが）。
12	資料 1	交際相手によるストーカー行為及び殺人事件の統計	北仲委員	配偶者間や家族内の殺人事件の犯罪統計は出されていると思うが、交際相手や交際を断った相手からのストーキングや殺人事件について、犯罪統計が出されていれば教えていただきたい。

13	資料 2	関係機関との連携状況	小川委員	ワンストップ支援センターと学校、児童福祉分野との連携は、どの程度進んでいるのか。連携の具体例があれば御教示いただきたい。
14	資料 2	教職員への研修・啓発及び教育関係機関との連携状況	小川委員	保育園、こども園、学校、大学・高等教育機関等に向けた、性暴力の防止及び教職員への研修・啓発、ワンストップ支援センターとの連携は進んでいるのか。差し支えない範囲で現状や課題について御教示いただきたい。
15	資料 2	支援員の確保	小川委員	ワンストップセンターの支援員の確保の難しさについて、男女共同参画センターの相談員、女性相談支援員とも共通の要因があるように捉えられるが、改善に向けて制度的な位置付けを明確にするなど方策は何か検討されているか。
16	資料 2	支援員の確保・処遇	大岡委員	ワンストップ支援センターのスタッフについて、無給・交通費程度で働いている人への手当をどう考えているのか、また、支援員の減少をどのように食い止めようと国は考えているのか。
17	資料 2	支援体制の構築（全国ネットワーク会議の開催状況）	種部委員	P7 全国ネットワーク会議が開催されているとのことだが、具体的にはどのような形で開催されているのか。また、出席率及び出席者（政策の意思決定権限がある立場かどうか、交付金や運用に責任を持つ都道府県担当者が出席しているか、関係する職種すべてが参加できる形か）はどのような状況か。対応レベルの向上と均質化、及び持続可能性のために必要な取組だと思う。
18	資料 2	証拠保全の状況	種部委員	P8～12 調査結果から読み取れなかったが、急性期の相談事例に対して、警察又はセンターで証拠保全・保管が行われているところはどのくらいあるのか。また、その保管期限は何年か。証拠保全を先に行い、心理教育とエンパワメントを行った後で被害届を提出できる仕組みが、ワンストップ支援センターの最大の役割だと思う。
19	資料 2	若年層のSNS性被害	辻委員	p11のSNSを通じて発生した性被害に関連して、現在、世界的に若年層のSNS利用対策が重要なトピックとなっているが、この点について対応する所管の官庁は、主としてどこになるのか。あるいは、多岐にわたる場合、有機的にこの点について、連携しうるような取組はなされているのか。